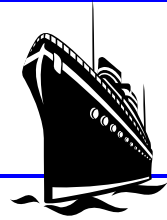


MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

出港前報告制度について

2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討がなされました。その中で、テロ行為に使用される疑いのある貨物を特定し、船積み前に予防対策を取る事を目的とした「24時間前ルール」が制定されました。

当該ルールは、外国港での船積み24時間前までに、船社などに海上コンテナ貨物に係る積荷目録（マニフェスト）情報の提出義務を課す制度で、現在では海上貨物だけでなく、航空・陸上貨物にまで範囲が広がられてきています。

諸外国では、米国を皮切りにカナダ・EU・中国・韓国など多くの国で導入され、日本においても2007年2月に入港24時間前までの報告が義務付けられました。

今回は、本邦で2014年3月より新たに施行・義務化される「出港前報告制度」についてご紹介します。

1. 出港前報告制度とは

本邦においても、2012年3月に出港前報告制度の導入が決定され、2014年3月より、原則として船積港を出港する24時間前までに電子的に税関へ報告することが求められます。

報告対象	我が国の港に入港する外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物 (注)ただし、空コンテナ及びプラットフォームコンテナのほか、導入当初においては我が国で船卸ししない通過貨物を対象外とする。	
報告義務者 及び内容	船会社	船会社が把握している積荷情報（オン・ジャンクマスター→B/Lを基にした積荷情報）
	利用運送事業者	利用運送事業者が把握している積荷情報（ハウスB/Lを基にした積荷情報）
報告方法 (電子的報告を原則義務化)	NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を活用した電子的報告	
報告期限	原則、外国の船積港を出港する24時間前までに報告 (注)ただし、近海航路については緩和措置あり（後記「3. 報告期限の緩和措置」参照）。	
罰則	報告期限までに報告がなされない場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

2. ハイリスク貨物と判断された場合

(1) 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、セキュリティ上、船卸一時停止等の措置が必要と判断された場合には、原則として報告から24時間以内に、次表の事前通知が行われます。

なお、事前通知が行われた積荷について、追加情報の報告や情報の訂正が行われ、問題が無いと判断された場合には、当該通知が解除され、船卸が可能となります。

通知コード	事前通知の概要
DNL	船積み24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断された場合、当該積荷の船積みを取り止めることができるようにするために行う事前通知
HLD	報告された積荷のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に行う事前通知

DNU	外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断された積荷について、本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う事前通知
	船積港出港前に「HLD」のコードの事前通知が行われた積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港した場合に行う事前通知

(2) 船積港出港 24 時間前（緩和措置対象地域の場合には出港前）までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、税関より次の事前通知が行われます。

通知コード	事前通知の概要
SPD	積荷情報の報告が行われなかった場合に行う事前通知 ※報告が行われなかった積荷情報の報告を行った上で、税関による船卸許可を受けなければならない。（また、罰則の適用を受ける場合がある。）
	積荷情報の報告が報告期限を遅れた場合に行う事前通知 ※税関による船卸許可を受けなければならない。（また、罰則の適用を受ける場合がある。）

3. 報告期限の緩和措置

出港前報告制度により、出港 24 時間前までの報告が義務付けられることとなりますが、韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限は「船積港における外国貿易船の出港前まで」となります。

海外の主要船積港 本邦第一到着港の地域	極東ロシア		韓国			中国					台湾	
	コルサコフ	ウラジオストック	釜山	浦項	仁川	新港(天津)	大連	青島	上海	香港	高雄	基隆
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県(日本海側)	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
徳島県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、香川県、愛媛県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
宮崎県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
沖縄県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前

4. その他

- ・報告期限を船積み前ではなく出港前としている理由としては、コンテナ1本毎に異なる船積時間を把握することが困難であるため、報告者と税関の双方が把握可能な出港時間を基準としているものです。
- ・報告期限である出港24時間前ではなく、船積み24時間前までに報告する場合は、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を税関から受け取ることが可能となり、当該通知を受けた貨物について、事前に船積みを取り止めることができます。
- ・積み替えされる積荷については、積替港を出港する 24 時間前が報告期限となり、また日本を通過する積荷（日本で卸されない積荷）については、報告対象外となっております。

(参考)税関HP：<http://www.customs.go.jp/>

以上